

# 高知県総合防災訓練を行います

6/1日 11:30~15:10

地域防災フェスティバルも併せて開催!

6月1日(日)に、物部川右岸をメイン会場として、高知県総合防災訓練が実施されます。

これは、60以上の機関や団体、企業が参加して、大規模地震や豪雨などの災害を想定した訓練を実施することで、防災体制を確認するものです。

会場では、南海トラフを震源とした巨大地震の発生を想定した訓練が行われます。県内の広い範囲で最大震度7から6強を観測し、家屋の倒壊や20mを超える大津波が発生、ライフラインの寸断や孤立地区の発生等を想定して実施します。

消防や自衛隊、警察、医療機関などが連携し、被災者の救出、消火などの訓練や、航空機、ヘリコプターによる情報収集、物資輸送、またNTTや四国電力などによる復旧訓練などを行います。

なお、訓練に伴い会場周辺では、一時的に道路の混雑が予想されます。地域の皆さまのご理解をお願いします。



## ■サテライト会場／香我美地区

香我美支所では医療救護所の開設・運営訓練(10:30~12:00予定)を、舞川キャンプ場では孤立地域へのヘリ物資搬入訓練が行われます。香我美町の地域住民の方と協力して、医療救護所を立ち上げた後、負傷者のトリアージ等を行い、重症患者を救急医療搬送します。

## 地域防災フェスティバル



メイン会場で同時開催される地域防災フェスティバルでは、楽しみながら防災への関心を持っていただけるよう、風水害や地震などの災害に関する様々な展示や体験コーナーを設けるほか、地域の特産品の販売なども行います。お気軽に足を運んでみてください。

問い合わせ／市役所防災対策課 ☎57-8501

## 刀や銃の所持には登録審査が必要

▼自宅のタンスや蔵から刀や銃が出てきた場合は：  
①登録証はあるが所有者が変更している場合  
②登録証があった記憶がある場合  
銃砲刀剣類登録審査会へ現物を持参し、現物の計測等をして県が照会をかけます。

登録履歴がある場合は、登録証の再発行(3,500円)。  
登録履歴がない場合は、③の手順で登録する。  
③登録していない場合  
警察へ「発見届」を提出し、銃砲刀剣類登録審査会で登録する。登録代/新規(6,300円)。  
※本来「登録のない銃砲刀」は所持してはいけないので、相続などで所持した時は、警察署・県文化財課へ相談して登録してください。

▼銃砲刀剣類登録審査会  
■日時 毎月第2火曜日  
13時30分~16時  
※受付は15時30分まで

## その他

■場所  
高知県庁西庁舎3階会議室  
■問い合わせ  
県教育委員会文化財課  
☎088-821-4761

住宅等の耐震化・家具転倒防止金具等の取付を支援しています  
昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断、改修工事等の補助事業を行っています。耐震改修工事費に対する上限を、90万円から市の単独事業で10万円上乗せして100万円の補助をしています。

※ただし、25年4月1日から27年3月31日までに認定申請されたものに限る  
また、避難道沿線のブロック塀等の安全対策(上限20万円の補助)や、地震発生時の転倒が予想される家具についての転倒防止金具等の取り付け作業に対する費用の補助も実施しています。  
※ただし、金具等および取付補助材の実費は申請者負担となります  
詳細についてはお問い合わせください。  
■問い合わせ  
市役所防災対策課



## ゆうパックを利用したおれおれ詐欺にご注意!

3月、高知市内を中心に高知県内全域で、自宅や携帯電話に家族を名乗る者から、「ゆうパック」や「レターパック」を利用して現金を送らせようとする旨の電話が連続してかかり、おれおれ詐欺の被害も出ています。  
《被害内容》70歳代の女性の携帯電話に、息子を名乗る者から「スマートフォンに変えたから番号が変わった」と電話が

かかり、数時間後に「友達が株で失敗し、保証人になっているため1,000万円の支払いをしないといけない」との電話があったため、女性はゆうパックで現金70万円を指定の住所に送金した。  
▼ゆうパックやレターパックを利用した：  
・現金の送金はできません。  
・詐欺事件が発生し、被害が出ています。



(香南警察署内・香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀 ☎55-0110)

## 自転車の交通マナーを高めよう!

幅広い年齢層に利用されている自転車は、道路交通法では「軽車両」に分類され「車両」つまり自動車の仲間です。自転車に乗るといことは、運転をするといことです。  
身近な自転車ですが、自転車歩行者に衝突し、歩行者に重度の障害を負ったことで、約9,000万円の損害賠償を命じた裁判例もあるように、自転車の運転には大きな責任が伴います。  
■自転車安全利用五則  
①自転車は、車道が原則、歩道は例外  
②車道は左側を通行  
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
④安全ルールを守る  
・飲酒運転(二人乗り・並進の禁止)  
・夜間はライトを点灯  
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
⑤子どもはヘルメットを着用  
※自転車は車道を左側通行が原則ですが、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転する場合や、車道通行が危険な場合などは歩道を通行できます  
自転車を安全・快適に利用するために、交通ルールとマナーをしっかり守り、交通事故を防止しましょう。  
(高齢者アドバイザー・岡崎由美 ☎55-0110)



■自動車の通行方法に関する新ルール  
「自転車の道路右側路側帯通行を禁止」(道路交通法一部改正 平成25年12月1日施行)  
5万円以下の罰金

家の周りには、何故か「コンクリートブロックがごろごろある。察するに親父がいざという時の修理にでも置いておいたのだからか。山の冬は寒い。これを利用して焚き火でもしようかと考えていたが、ふと頭の中に「ピザ窯」が浮かんだ。これだ!ピザやパンを焼く石釜がいいなあ。そうだ!ピザ



窯」を造ろうと決心。こうなると五感が震えるほど、いてもたってもいられなくなる。凶面作りから、慣れない左官仕事と悪戦苦闘すること二カ月。上下二段式のちよっとだけ自慢したくなるような「ピザ窯」が完成した。最大の難関は竹でドームの型を造り、赤土工法で仕上げる時だった。やり直しの効かない作業に

## やればできるものだ

ただ課題も残った。なぜならピザもパンも作り方を知らない。しかし「誰か教えて頂戴」って叫ぶと、来てくれるんです

ねえ。有難いことです。こうして交流の輪が広がれば言うことなし。畑の野菜や釣ってきた魚など乗せて美味しいビールを呑む。これにつきます。孫もできたことだし、一緒にピザを焼く日が楽しみだ。

ものだ、この釜は我が家の宝物だと(ニマリ)。  
わくわく村長



※市内在住者に、シラムを書いてもらうコーナーです